

2018年10月18日(木)

厚生労働省

厚生労働大臣 根本 匠 様

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地 保馬

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階

Tel; (03) 5842-5601, Fax; (03) 5842-5602, Mail; info@inoken.gr.jp

大規模災害時のアスベスト飛散防止及び復旧・復興作業に従事する労働者の過重労働の回避とメンタルヘルス対策の強化の要請

この間、6月に大阪北部地震、7月に西日本豪雨災害、9月に台風21号の被害、北海道大地震など、大規模な災害・震災が相次いで起こっています。いのちと健康全国センターとして、この間の災害・震災で亡くなられた方に心からの冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。また、災害、震災の復旧・復興作業で日夜を分かたず大奮闘されているみなさんに心から敬意を表します。

災害・震災の際に心配されるのは、建設物の倒壊などとともにアスベストの飛散と復旧・復興作業に従事されているみなさんの過重労働とメンタルヘルス不全です。いのちと健康全国センターとして、それらの問題に対する下記の要請をさせていただきますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

《記》

1 アスベストの飛散防止に関して

- ① 災害・震災に伴う建設物の飛散防止の徹底・強化をおこなうこと。
- ② そのためにもすべての建物のレベル3建材も含むすべてのアスベストの使用状況を事前にしっかりと掌握すること。
- ③ 石綿取扱作業者に対する教育・研修、講習を徹底すること。

2 復旧・復興作業に従事する労働者の過重労働の回避とメンタルヘルス不全対策の強化に関して

- ① 復旧・復興作業時であっても、労働基準法・労働安全衛生法などの労働諸法制を厳守すること。そのためにも、復旧・復興作業に従事する労働者の労働時間や健康状態の把握をしっかりとおこなうこと。
- ② 復旧・復興作業にとりくむ労働者を十分確保し、法律で定められた以上の充分な休日・休憩・休息などがとれるようにすること。
- ③ 復旧・復興作業にとりくむ労働者の安全・安心、衛生面の配慮を十二分におこなうこと。メンタルヘルス不全対策を強化すること。